

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [日本国憲法](#) | [日本国憲法を知ろう（条文解説）](#) 第3章 国民の権利及び義務 （19）
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)[教育カリキュラム](#)[日本国憲法](#)

日本国憲法を知ろう（条文解説） 第3章 国民の権利及び義務 （19）

第三章 国民の権利及び義務

——「国民の権利及び義務」の概要と条文の説明——

憲法第33条は、人身の自由の位置し、不当に逮捕されない権利として、「逮捕に関する要件」を規定しています。（3-㉔を参照）

第三十三条 【 逮捕の要件 】

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

1. 語句説明

現行犯・・・現に実行しているか、実行直後に発覚した犯罪。また、その犯人。

逮捕・・・検察官、警察官などが、犯罪行為を犯したとして、被疑者を捕えること。

司法官憲・・・司法上の権限をもつ公務員。「裁判官・検察官・警察官など」、本条では裁判官をさします。

令状・・・命令を記した書状。裁判官が人・物に対する強制処分のために出す書状。逮捕状、捜索状、差押状など。

2. 条文説明

逮捕する場合、その必要性を司法官憲が判断し、そこから発せられる令状によらなければ逮捕されないという原則（令状主義の原則）を規定し、現行犯逮捕を令状主義の例外と規定しています。

なお、刑事訴訟法で認められている「緊急逮捕」は、判例では、違憲でないとして認めています。

注）緊急逮捕とは、一定の重大な犯罪につき、犯行の疑いが十分にあり、緊急を要し、逮捕令状を要請することができない場合に、逮捕後直ちに逮捕令状を要請することを条件に令状によらずに逮捕すること。

[PDF版](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.